

発議第1号

みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月8日 提出

みなかみ町議会議長 河合 生博 様

提出者	山田庄一
賛成者	高橋久美子
	森 健治
	石坂 武
	鈴木初夫
	前田善成
	阿部賢一
	林 一彦
	原澤良輝
	久保秀雄
	森下 直

平成 28 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 1 号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願	全日本年金者組合 群馬県本部 委員長 女屋定俊 利根支部 支部長 林マツ 原澤良輝	平成 28 年 2 月 12 日 厚生常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>貴職におかれましては、住民の生活向上と福祉増進のためご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>厚生労働省は前年の全国消費者物価 2.7%、賃金 2.3%の上昇を受けて昨年 4 月より、年金を 0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして 2.7%増額するべきところを 2004 年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率 2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする 0.5%を減じた上に、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに 0.9%を減額し、結果として 0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。</p> <p>その上、政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」を使ってこの先 30 年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定も狙っています。</p> <p>年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。</p> <p>年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が 2,000 万人にも増大し、年収 200 万円以下のワーキングプアが 1,100 万人を超える異常な状態となるなか、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。</p> <p>いま若者にとって必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅引き上であり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯止めをかけることです。</p> <p>年金は、その殆どが消費に回ります。年金引下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。</p> <p>私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりと街づくりに貢献できることを願っています。</p> <p>ついでには、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、意見書採択し、地方自治法 99 条にもとづいて、国会又は政府関係省庁に送付されるよう請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 全額国庫負担の「最低保障年金制度」早期に実現すること。 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。 		

平成28年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願第2号	<p>現在及び将来の民・国民に、名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため、「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める請願</p>	<p>沼田市白岩町213 利根沼田労働組合会議 議長 加藤 貴 原澤良輝・林誠行</p>	<p>平成28年2月18日 総務文教常任委員会</p>
<p>【請願趣旨】</p> <p>2015年9月19日、多くの国民の反対と不安の声を押し切って、日本国憲法を踏みにじる「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法（10法一括法）」が大幅に延長された通常国会で強行されました。これら安保法制は、歴代政府が「憲法9条のもと、集団的自衛権の行使はできない」としてきた憲法解釈を大転換するもので、日本を守ることとは全く関係なく、日本が攻撃されていなくても、米軍や他国軍を支援し、一緒に武力行使をできるようにするための法律です。</p> <p>日本が攻撃されていないのに、集団的自衛権を行使して他国の戦争に参加すると、その敵国に日本を攻撃する大義名分を与えてしまい、かえって危険な状態を生み出します。何よりも、政府の政策で自衛隊が戦闘現場に派遣され自衛官が殺し殺される危険性が格段に高まることとなります。たとえ無事に帰れたとしても、激しいストレスから自殺や精神障害の発症が各国で大問題になっており、イラクに派遣された自衛官からもすでに54人もの自殺者が出たことが政府報告で明らかです。さらに、日本国民が、テロ攻撃の標的にもされかねません。</p> <p>厚労省の調査によると、生活が「苦しい」と感じている世帯の割合は平成26年7月時点で過去最高の62.4%となっています。日本はOECD諸国中で貧富の差が大きい国になってしまいました。国の予算は軍事費により多く振り向けられ、社会保障は「自己責任」のかけ声の下に年々改悪されています。今後の安保法制の発動は、障害者・患者・高齢者が「重荷」とされ、国民が生活も生命も脅かされる状況をさらに進める結果をもたらすものとなるでしょう。</p> <p>日本国憲法は、第二次世界大戦の敗戦まで日本が続けてきた侵略主義と専制政治に対する深い反省に基づいて作られたものであり、その第9条は他国の市民に対して決して銃を向けないことによって、日本の平和を維持することを定めています。また、前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と宣言しています。</p> <p>日本国憲法に明白に違反している「国際平和支援法」および、「平和安全法制整備法」は、民主主義、立憲主義、国民主権のどの点からも到底認められるものではなく、現在及び将来の町民・国民の生活と生命を守る上からも早期に廃止することがとりわけ求められています。</p> <p>以上の趣旨から、貴議会として下記項目の意見書を関係機関に提出することで、町民からの信託に応えて戴けますよう請願致します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>政府及び関係機関に対して「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を廃止し、武力によらない平和外交を推しすすめることを求める意見書を提出してください。</p>			

平成28年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願第3号	奨学金制度の充実を求める請願	渋川市石原 1629-1 群馬県連合会北部地域協議会 北部地域協議会 議長 渡辺 春彦 前橋市野中町 361-2 (一社)群馬県労働者福祉協議会 理事長 北川 秀一 石坂 武	平成28年2月19日 総務文教常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限する利息付の第二種奨学金があり、平成24年度の貸与実績は、第一種が約40万人、第二種が約92万人となっている。</p> <p>しかしながら、近年、貸与者及び貸与金額が増額するなか、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。</p> <p>同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入したほか、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、さまざまな制限があることなど問題点が指摘されている。</p> <p>よって、政府においては、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できるよう、下記の事項を実施するよう強く要望する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するほか、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。 2 収入が一定額を超えた場合に、所得に応じた返還ができる所得連動返還型の奨学金を創設すること。 3 授業料減免の充実とともに、無利子奨学金をより一層充実させること。 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。 			

平成 28 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 4 号	「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める請願書	沼田市恩田町 20 利根沼田平和委員会 利根沼田平和委員会 会長 佐藤 卓三	平成 28 年 2 月 24 日
		林 誠行・原澤良輝	総務文教常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>多くの国民の反対を押し切り、憲法を踏みにじる「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法（10法一括法）」が、先の国会で強行されました。</p> <p>これら安保法制は、歴代政府が「憲法9条の下、集団的自衛権の行使はできない」としてきた公式見解をも転換し、海外で武力行使（戦争）ができるようにするための法律です。</p> <p>戦後70年「二度と戦争はしない」と決めた憲法9条のもと、1人の戦死者も出さなかった日本が、この法律で米国の戦争に参戦することになります。自衛隊が戦闘現場に派遣され武器使用が認められることで、任務の危険性が格段に高まり、補給・輸送・修理・医療・弾薬の提供など、戦争している国となんら変わりがなくなり、殺し殺されることになります。そして、日本国民がテロの標的にもなりかねません。</p> <p>ご承知の通り憲法9条は、あの侵略戦争と専制政治への深い反省のもと、戦争はしないと世界に誓い約束した、人類の叡智の結晶でもあります。日本の正しいあり方を訴える多くの国民の声に耳を傾け、国が平和を約束することでこそ未来があり希望をもつことができます。</p> <p>憲法9条に明確に違反する「戦争するための法律」は、立憲主義、国民主権からも許されるものではなく、早期に廃止することが国民の命を守るためにも大変重要であると考えます。そこで、貴議会として、下記項目の意見書を提出していただけますよう請願するものです。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 政府・関係機関に対して、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を廃止し、武力によらない平和外交を推しすすめることを求める意見書を提出していただきたい。</p>			

平成 27 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 5 号	「平和安全保障関連法(戦争法)」を廃止するよう、意見書提出を求める請願書	沼田市恩田町 20 利根沼田生活と健康を守る会 代表 穂刈 精一 林 誠行・原澤良輝	平成 28 年 2 月 24 日 総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>2015 年 9 月 19 日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全保障関連法(戦争法)」は、憲法 9 条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を 180 度くつがえした閣議決定に基づいた意見の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。</p> <p>この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くこととなります。</p> <p>戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも 8 割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。</p> <p>よって、貴議会として下記項目の意見書を提出していただけるよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止、立憲主義の原則を堅持し、憲法 9 条を守り、武力によらない平和外交を推しすすめることを求める意見書を提出してください。</p>		

平成 28 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請願第 6 号	「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める請願書	みなかみ町石倉 261-1 みなかみ町月夜野勤労者協議会 会長 佐藤 健一郎 みなかみ町猿ヶ京温泉 245 みなかみ町新治勤労者協議会 会長 高橋 扶吉 みなかみ町阿能川 875 阿部 圭助 石坂武・林誠行・原澤良輝	平成 28 年 2 月 24 日 総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>多くの国民の反対を押し切り、憲法を踏みにじる「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法（10法一括法）」が、先の国会で強行されました。</p> <p>これら安保法制は、歴代政府が「憲法 9 条の下、集団的自衛権の行使はできない」としてきた公式見解をも転換し、海外で武力行使（戦争）ができるようにするための法律です。</p> <p>戦後 70 年「二度と戦争はしない」と決めた憲法 9 条のもと、1 人の戦死者も出さなかった日本が、この法律で米国の戦争に参戦することになります。自衛隊が戦闘現場に派遣され武器使用が認められることで、任務の危険性が格段に高まり、補給・輸送・修理・医療・弾薬の提供など、戦争している国となんら変わりがなくなり、殺し殺されることになります。そして、日本国民がテロの標的にもなりかねません。</p> <p>ご承知の通り憲法 9 条は、あの侵略戦争と専制政治への深い反省のもと、戦争はしないと世界に誓い約束した、人類の叡智の結晶でもあります。日本の正しいあり方を訴える多くの国民の声に耳を傾け、国が平和を約束することでこそ未来があり希望をもつことができます。</p> <p>憲法 9 条に明確に違反する「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」は、立憲主義、国民主権からも許されるものではなく、早期に廃止することが国民の命を守るためにも大変重要であると考えます。そこで、貴議会として、下記項目の意見書を提出していただけますよう請願するものです。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 政府・関係機関に対して、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を廃止し、武力によらない平和外交を推しすすめることを求める意見書を提出していただきたい。</p>		

平成28年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願 第7号	「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める請願書	沼田市坊新田町甲 1106 戦争をさせない利根沼田実行委員会 実行委員長 都築 靖 林 誠行・原澤良輝	平成28年2月24日 総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>先の国会で、多くの国民の反対を押し切り、憲法を踏みにじる「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法（10法一括法）」（以下、安保法制）が強行採決されました。</p> <p>これまでの歴代政府が「憲法9条のもと、集団的自衛権の行使はできない」としてきた公式見解をも転換し、この安保法制は海外で武力行使ができるようにするための法律と考えます。</p> <p>戦後70年「二度と戦争はしない」と決めた憲法9条のもと、1人の戦死者も出さなかった日本が、この法律で米国の戦争に参戦することになります。自衛隊が戦闘現場に派遣され武器使用が認められることで、任務の危険性が格段に高まり、補給・輸送・修理・医療・弾薬の提供など、戦争している国となんら変わりがなくなり、殺し殺されることになります。そして、日本国民がテロの標的にもなりかねません。</p> <p>ご承知の通り憲法9条は、あの侵略戦争と専制政治への深い反省のもと、戦争はしないと世界に誓い約束した、人類の叡智の結晶でもあります。日本の正しいあり方を訴える多くの国民の声に耳を傾け、国が平和を約束することでこそ未来があり希望をもつことができます。</p> <p>憲法9条に明確に違反するこの安保法制は、立憲主義、国民主権からも許されるものではなく、早期に廃止することが国民の命を守るためにもたいへん重要であると考えます。そこで、貴議会として、下記項目の意見書を提出していただけますよう請願するものです。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 政府・関係機関に対して、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を廃止し、武力によらない平和外交を推しすすめることを求める意見書を提出していただきたい。</p>		

平成28年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第1号	たくみの里 施設整備のおねがい	たくみの里駒形 地域活性化の会 代表 阿部 スミ 他12名	平成27年12月18日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>みなかみ町当局に於かれましては「たくみの里」に対しまして数々の活性化に向けての環境整備事業に配慮下されております事を厚く感謝申し上げます。</p> <p>さて、私どもは「たくみの里」寺通りにて体験工房や食堂経営に当たっておりますが、経営域内に公衆便所がなく観光客に不便をかけているため個人の便所を提供している状況があります。</p> <p>個人の便所では処理能力に限界があり故障の原因にもなっていて困惑している次第であります。</p> <p>就きましては町当局に於きまして公衆便所の設置と合わせて観光バス3台程が駐車出来るスペースの建設をお願い致したく謹んで陳情いたします。</p> <p>尚設置場所は農村公園公社が借り受け使用している小動物園付近が最適と思われ ます。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1. 「たくみの里」寺通りに公衆便所並びに駐車場の設置をお願い致します。</p>		